

組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2018 Jan

新年明けましておめでとうございます。

大寒の厳しい寒さが身に染みる季節となりましたが皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

新制度から抜粋した一部のご紹介

○ 実習実施者

- (ア) 実習実施者: 機構により適正である旨の認定を受けた技能実習計画に基づき技能実習を行わせる個人(個人営農者等)または法人(会社等)
- (イ) 種別: 企業単独型実習実施者・団体監理型実習実施者

○ 実習実施者の責務

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について技能実習を行わせるものとしての責務を自覚し、技能実習制度の基本理念に測り技能実習の行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。(法第5条第一項)

○ 体制

- (ア) 技能実習責任者(事業所ごとに1名選任: 常勤の役職員)
 - ・ 担当業務: 技能実習計画の作成、技能等の評価、主務大臣又は機構への届け出等、帳簿書類の作成保管、実習実施報告者書の作成等の統括管理
- (イ) 技能実習指導員(事業所に1名以上配置: 常勤の役職員)
 - ・ 担当業務: 技能実習の指導
- (ウ) 生活指導員(事業所に所属する者から1名以上配置: 常勤の役職員)
 - ・ 担当業務: 技能実習生の生活の指導

連絡先

【埼玉事務所】048-755-9591 受付時間 平日(9:00~18:00)

【名古屋事務所】052-778-7458 【新潟事務所】025-265-3268

【組合職員携帯】090-8089-7705 (李) お気軽にお問い合わせ下さい。